

愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、お互いを尊重し合い、個性が生きるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であることを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップであることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が、他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をするこ

とができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士がパートナーシップに基づく養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前において自ら記入した愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓しようとする者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

2 前項に規定する宣誓書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓する日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本又は戸籍個人事項証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓する日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 近親者等とファミリーシップの関係にあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市外に在住する者であって愛西市への転入を予定している者は、転出証明書をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、転入後速やかに前項第1号の書類を提出しなければならない。

4 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券(パスポート)

- (3) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(証明書等の交付)

第6条 市長は第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が、第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は宣誓者からの申出がある場合は、証明書のほか愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、証明書及び証明カード（以下「証明書等」という。）に記載された近親者等が証明書等の交付を希望する場合は、当該近親者等にも交付するものとする。

(通称名の使用)

第7条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(近親者等に関する記載)

第8条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、当該近親者等とファミリーシップの関係にあり、証明書等に当該近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、当該近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を市長に提出することで、当該近親者等の氏名等を証明書等に記載することができる。ただし、第4条

第2項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第4号。15歳未満の近親者等にあつては、宣誓者が親権者である場合を除く。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 近親者等について、証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条第1項に規定する宣誓書及び前項第2号に規定する同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他の者にこれを代筆させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第9条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長に愛西市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する申立書（様式第5号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 前項に規定する申立書は、当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、15歳未満の近親者等にあつては、当該近親者等の親権者が記入するものとし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、他に者にこれを代筆させることができる。

3 前項における本人確認は、第5条の規定を準用する。

4 市長は、第1項の規定により申立書の提出があつたときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した証明書等を交付するとともに、削除する前の証明書等の返還を受けるものとする。ただし、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該証明書等の返還を要しない。

（証明書等の再交付）

第10条 証明書等の交付を受けた者は、当該証明書等の紛失、毀損、汚損等

の事情により証明書等の再交付を希望するときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に対し証明書等の再交付を申請することができる。ただし、毀損又は汚損により証明書等の再交付を受ける場合は、当該証明書等を添えて申請しなければならない。

2 前項における本人確認は、第5条の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは証明書等を再交付するものとする。

4 前項に規定する証明書等の再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

（変更等の届出）

第11条 第6条の規定により証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に変更内容等が確認できる書類及び証明書等を添付し市長に届け出なければならない。

2 前項における本人確認は、第5条の規定を準用する。

3 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の証明書等を交付するものとする。

（証明書等の返還）

第12条 証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、愛西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第8号。以下「返還届」という。）に証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号の場合であって、宣誓者の一方が近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りでない。また、証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって証明書等を返還したものとみなす。

（1） パートナーシップが解消されたとき。

（2） 宣誓者の一方が死亡したとき。

（3） 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓書を提出した時点において、証明書等の交付を受けた者のいずれか又は双方が第3条の各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(5) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

(6) その他各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。

2 前項における本人確認は、第5条の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第13条 市長は、宣誓をした者が虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき又は交付を受けた証明書等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの宣誓を無効とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書等の交付番号（証明書ごとに付与された番号をいう）を公表することができる。

(提出書類の保存期間)

第14条 市長は、この要綱の規定により宣誓者から提出のあった書類を、第12条第1項の規定により証明書等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると市長が認めた日のいずれか早い日から起算して5年を経過する日までの間保存するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。